KUMAMOTO 法　人 ニュース　第15号 2019年1月1日

公益社団法人　熊 本 法 人 会　発行者／公益社団法人　熊本法人会　竹下　英

目　次

新年のごあいさつ
　熊本法人会会長 ……3
　熊本西税務署長 ……4
　熊本市長 ……5
熊本西·熊本東税務署との意見交換会 ……6
役員研修会 ……7
税務署だより（確定申告・消費税の軽減税率制度　ほか） ……8
熊本県県央広域本部・熊本市だより …… 15
平成31年度税制改正に関する提言 …… 17
本部だより
　税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業
　　税金クイズ大会・新設法人説明会　ほか …… 22
　地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業
　　特別講演会・スポーツチャンバラ選手権大会　ほか …… 24
支部だより …… 25
青年部会だより …… 26
女性部会だより …… 27
特集
　「お客様から応援される会社」を目指そう …… 28
事務局だより …… 30
平成30年分確定申告のご案内 …… 32

法人会
消費税期限内納付
推進運動

●表紙の作者紹介●

嶋　本　紗　希

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

冬をイメージして制作しました。2019年は亥年なので、「亥」の文字の中に冬のアイテムや熊本を埋め込みました。富士山の下には、犬と亥を描き、干支のバトンタッチを表現しています。赤色や黄色の温かい色で日本の冬を表し、小さな結晶を散りばめ、楽しい感じにしました。

発行所

〒860-0802 熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル2階
公益社団法人　熊本法人会
会　　長　竹下　　英
広報委員長　安武　洋一郎
TEL　(096) 353－2555
FAX　(096) 353－2556
ホームページアドレス
http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/

新年のごあいさつ

公益社団法人　熊本法人会
会長　竹下　英

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の活動につきましては、日頃より会員の皆様、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

私事ではありますが、昨年の第5回通常総会におきまして、前任の門垣会長からバトンを引き継ぎまして6ヶ月余りが経過しました。当初は、法人会の運営や事業等について戸惑いもありましたが、様々な会議や事業に足を運び、更には役員や事務局の皆様方からご協力をいただきながら、法人会の理念や組織のあり方、事業に取り組む姿勢や使命等について少しずつではありますが、理解ができたように思います。今後も、微力ではございますが、法人会ならびに会員の皆様のため精進していく所存です。

さて、熊本県内の景気は、復興需要が本格化する下で緩やかに拡大しており、先行きについても緩やかな拡大が続くものと思われます。桜町の再開発をはじめ、阿蘇方面交通網の復旧・整備や熊本城天守閣の修復等、熊本地震からの「創造的復興」については、一歩一歩着実に進んでいる一方、一部の業種では慢性的な人手不足が経営を圧迫しているほか、仮設住宅にお住まいの方がいまだ23千人超おられる等、復旧・復興へ向けてはまだまだ時間を要するものと思われます。

その様な中、熊本法人会では、基幹事業である、税を巡る諸環境の整備改善を図る事業として「税に関する実務セミナー」や「税務相談」を実施したほか、地域の経済社会環境の整備改善を図る事業として「県庁いちょう並木のライトアップ」や「ライトアップコンサート」に取組み、復旧・復興の一助となるよう務めております。こうした社会貢献活動は、一般の方に対しても法人会が親しみやすい団体であるとともに、企業の発展と地域の振興に寄与する団体として活動していることを知っていただく機会でもあることから、今後も積極的に取り組んで参ります。

今年の10月には、過去2度の延期がありました「消費税率10%」への引上げが実施される見込みです。あわせて、「消費税軽減税率制度」の導入が見込まれており、対象品目によっては、消費税8%が適用される「複数税率」が存在することとなります。昨年はこの「消費税軽減税率制度」に関する役員向けの研修会を開催していますが、幅広い業種に関わりがあり、事務面・システム面において事前の対応が必要となるから、今後、広く会員の皆様に制度について理解を深めていただくための取り組みを行う予定としています。

また、私たちの仲間づくり、会員の増強にも引続き注力していきます。現在取り組んでおります「ふやそう2年2万社GOGO(55,000社)キャンペーン」及び「Keep5,000運動」の達成へ向けて、受託会社にご協力をお願いするとともに、各支部・青年部・女性部会が一体となり、法人会全体で取り組んで参りたいと思います。

最後になりますが、会員の皆様にとって本年が素晴らしい1年となりますことを祈念いたします。

新年のごあいさつ

熊本西税務署長　**渡　邉　猪　夫**

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人熊本法人会会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。また、日ごろから税務行政全般にわたり、深い御理解と多大な御協力を賜っておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動・情報提供を通じて税知識の普及啓蒙と納税道義の高揚を図るため、積極的な活動を展開されるとともに、租税教育活動や社会貢献活動などを通じて、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

特に、貴会が「一般の事業者を対象として実施した消費税の軽減税率制度の研修会」や「国税当局と共催で実施した新設法人説明会」などの税知識の普及活動、「流通団地まつりやサッカー教室等に併せて実施した税金クイズ大会」や「創意工夫を凝らした租税教室」などの納税道義の高揚を図った活動、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップコンサート」などの地域社会への貢献活動などは、竹下会長をはじめとする役員及び会員の皆様の熱意と御理解によるものであり、心から敬意を表する次第でございます。

貴会の活動が更に充実したものとなりますよう、私どももできる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係を今まで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会構造の変化とともに、経済取引の広域化、国際化の進展など経済構造がめまぐるしく変化しており、税務行政に携わる私どもといたしましては、社会・経済の変化に的確に対応しつつ、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の任務を遂行し、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

また、本年10月から、消費税率が10%へ引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されることから国税当局としましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に引き続き取り組むこととしております。

軽減税率制度については、貴会におかれましても、説明会の開催をはじめ、周知・広報に御協力いただいているところではありますが、本年も着実な制度の周知・広報等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が、公益社団法人熊本法人会及び会員の皆様方の益々の御発展と御繁栄につながりますことを御祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

熊本市長　**大　西　一　史**

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

竹下会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて昨年、本市では、被災者の生活再建を最優先に熊本地震からの復旧・復興に全力で取り組むとともに、地域主義に基づくまちづくりや子育て支援策の更なる充実といった復興の先を見据えた取組を進めてまいりました。

新たに迎えました本年は、新元号となる新しい時代の幕開けであり、それと同時に、本市にとりましても、市政施行130周年という大きな節目の年となります。

本市としましては、引き続き、震災からの復旧・復興を最優先として、恒久的な住まいの再建や再建後の生活支援など被災者の将来への安心を確立していくほか、熊本城大天守閣の外観復旧をはじめ、熊本城ホールの開業、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権といった国際スポーツ大会など大型イベントが目白押しであることから、この時期を本市の大いなる飛躍に向けた契機とすべく、その準備につきましても、万全を期してまいる所存でございます。

また、震災で得た教訓をもとに、一つひとつの問題を市民の皆さんと解決することが私の任務であると考え「市民とつくる新しい自治のカタチ」（市民の力×地域の力×行政の力＝∞「無限大」）を確立するとともに、人権が尊重され暮らしに安心や潤い、さらには活力と勢いのある「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、全力でまい進してまいりますので、会員の皆様方におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

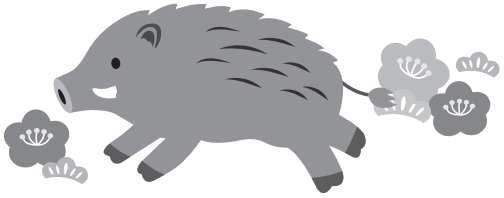

熊本西・熊本東税務署と熊本法人会役員との意見交換会

開催日：平成30年11月21日(水)　場所：ＫＫＲホテル熊本

1.税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と平成30年度事業計画の説明を行った後、税務当局から、消費税の軽減税率制度のほか、事業承継税制(非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし)の説明が行われ、最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

竹下会長挨拶

林署長(熊本東税務署)挨拶

【出席者】

熊本法人会	会長以下	16名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	8名

意見交換会

2.意見交換会における質問事項(抜粋)

【熊本法人会からの質問】

機械を購入した場合、減価償却後の残存価額は資産に計上され、国は、その分の利益に法人税を課しています。一方で、市は、機械の残存価額に固定資産税を課しています。このことは、国と市による二重課税ではありませんか？

【税務当局の回答】

法人税法では、減価償却資産は償却期間(耐用年数)に応じて、毎年(毎期)、減価償却費を計上することとなり、最終的に備忘価額を除き、その全額が減価償却費として費用化されることとなります。償却期間、つまり通年で考えますと、減価償却資産の取得価額及び固定資産税は全額損金の額に算入されますので、減価償却資産に対して法人税は課税されていないこととなります。

固定資産税は、機械等の資産価値に着目し、その所有という事実を基に課税されますので、法人の利益がない場合、つまり、赤字の場合でも課税されます。一方、法人税は、機械などの減価償却資産の所有という事実そのものに対して課税されるものではなく、法人の収入から費用(経費)を引いた所得金額に対して課税されるものです。当然、赤字の場合は、課税されません。

よって、二重課税は生じていないものと考えられます。

役員研修会

開催日：平成30年11月21日(水)　　場所：ＫＫＲホテル熊本

1.開催概要

予定では、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引上げられますが、酒類･外食を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞など生活に密接な品目については、軽減税率制度が適用されます。複数税率となるだけに、軽減税率制度の概要をはじめ、軽減税率の対象品目や帳簿及び請求書等の記載と保存の必要性を理解することが重要です。

また、企業の皆さまの業種にもよりますが、社員の皆さまを対象にした社内研修会や複数税率対応のレジ導入やソフトの入替え、受発注システムの改修等を行うことが急務です。

本年度、当会は、会員企業に留まらず、一般企業を対象に、ホームページや地方紙に開催案内を掲載し、広く参加を呼び掛け、積極的に「消費税の軽減税率に関する説明会」に取組んでいます。今回、親会の役員(理事･監事･相談役･支部長)のほか、青年･女性部会の部会長･副部会長にも出席を促し、役員研修会を開催しました。

当日は、当会の役員のほか、来賓及び講師として熊本西･熊本東税務署と受託会社3社の幹部職員の出席(計84名)があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

竹下会長挨拶

2.税務当局と受託会社(3社)による研修会(要約)

最初に、熊本東税務署の法人課税第一部門の統括国税調査官の新福昌三氏を講師に迎え「消費税の軽減税率制度に関する概要」の研修が行われました。テキストとして国税庁発行の「よくわかる消費税、軽減税率制度」を使用して説明が進められましたが、軽減税率の対象品目については、予め準備した清涼飲料水の小瓶や医薬部外品の小瓶を実際に呈示するなど、対象品目の違いが良く分かる説明が行われ、役員の関心を惹きました。また、2019年9月末までの消費税率8%と税率引上げ後の同年10月以降の消費税8%(軽減税率適用による)は、区別する必要があることや「消費税軽減税率制度」は、売上だけでなく仕入にも関係しているとの説明がなされ、複数税率の対応準備の必要性を改めて理解することが出来ました。

続いて、受託会社3社(大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険)の幹部職員を講師に迎え、社内で生じる経営者や従業員の怪我や病気などの疾病に伴う社内的経営リスクは、事前の備えさえあれば、慌てることなく余力を持って回避できること、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、2017年4月からスタートした「福利厚生制度2年2万社純増運動～ふやそう2万社GOGO(55,000社)キャンペーン～」と会員増強の進捗説明がありました。

▶消費税の軽減税率制度研修会

◀福利厚生制度研修会

税務署だより

熊本西税務署（電話355-1181）
熊本東税務署（電話369-5566）

※音声ガイダンスに従い番号を選択してください。

地震等で家屋や家財等に被害を受けられた方を対象とした申告書事前作成会

地震等により被害を受けられた方を対象として申告書事前作成会を実施します。

管轄税務署	期　間	申告相談会場	電話番号
熊本西税務署 （中央、西、南、北区）	**2月4日(月) ～2月15日(金)** ※　土曜、日曜日を除く。 午前９時～午後４時	熊本地方合同庁舎Ｂ棟２階 （西区春日２丁目10-1）	096-355-1181 ※自動音声案内
熊本東税務署 （東区）		火の国ハイツ２階 （東区石原２丁目2-28）	096-369-5566 ※自動音声案内

※熊本東税務署内では「火の国ハイツ」に会場を開設する期間（２月４日(月)から３月15日(金)まで）は、申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

申告書事前作成会に必要な書類	
1	源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成してお持ちください。
2	利用者識別番号と暗証番号が分かるもの（過去に e-Tax を利用された方） 「利用者識別番号等の通知」など
3	本人確認書類 例１）マイナンバーカード 例２）通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険証など
4	平成 28、29 年分所得税等の確定申告書の控え
5	被災した住宅・家財等の損失額の計算書等の控え
※新規又は追加で雑損控除を受ける方は下記書類も必要となります。	
6	被害を受けた住宅・家財・車両の取得時期、取得価額の分かるもの （建物の売買（請負）契約書、登記簿謄本（登記事項証明書）など）
7	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの （領収書、請求書など）
8	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額が分かるもの （支払通知書、通帳の写しなど）
9	家屋・土地の所有者が分かるもの （登記簿謄本（登記事項証明書）など）
10	り災証明書（コピーでも可）
11	生計を一にする親族に所得金額が 38 万円超の方がいる場合には、その方の平成 28、29 年分の所得金額のわかる書類 （申告書の控え、収支内訳書・青色申告決算書の控え、源泉徴収票など）

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が改正されました！

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成29年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等からｅ－Ｔａｘで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、ｅ－Ｔａｘをご利用ください。

≪本人確認書類の例≫

例１：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例２：通知カードの写し＋運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっています。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から５年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

①所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

②住民税の申告が必要な場合があります。

いつでもどこでもスマホで申告

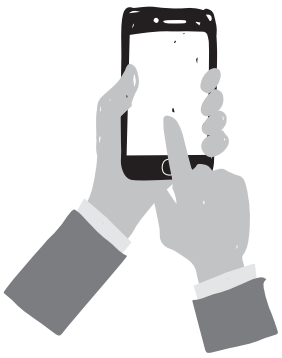

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット（以下「スマホ等」といいます。）でも所得税の確定申告書の作成ができます。

<スマホで見やすい専用画面>

・給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

<ID・パスワード方式で手続完結>

・マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方も、スマホ等から申告書を作成し、ID・パスワード方式を利用して送信すれば申告完了！

・e-Taxで送信すれば、源泉徴収票など書面で提出が必要な添付書類も提出不要！
（ご自宅で保管する必要があります。）

・申告書の控えはPDF形式でスマホ等に保存！

※ ID・パスワード方式のIDをお持ちでない方も、スマホ等で申告書の作成はできますので、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用 して印刷し、所轄の税務署に郵送等で提出できます。